

国自旅第77号
令和2年6月26日

各地方運輸局 自動車交通部長 殿
内閣府沖縄総合事務局 運輸部長 殿

自動車局旅客課長
(公印省略)

障害者割引運賃・料金による乗車及び施設利用時等の本人確認について

標記については、平成31年2月7日付国自旅第242号「障害者割引運賃による乗車券の購入及び乗車時の本人確認について」により、公共交通事業者に対し、「障害者に対し過度な負担とならないよう、合理的な方法でこれを行うこと」について理解と協力を求めてきたところ、障害者割引適用時の本人確認方法として、マイレージ等の会員サービス及び交通ICカード等の活用に加え、新たにスマートフォン等の活用により、利用の度に障害者手帳の提示を求めている事業者が増加しているところです。

今般、本年4月22日に第77回高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 第8回官民データ活用推進戦略会議 合同会議で決定された「IT新戦略策定に向けた方針について」において、「移動や施設利用の利便性の確保のため、障害者本人確認等の簡素化」が示されました。

また、これを受け、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室より関係省庁に対し、障害者の本人確認等の簡素化の要請等の依頼がなされ、今般、総合政策局安心生活政策課長及び情報政策課長から、別添のとおり、障害者割引運賃・料金による乗車時等の本人確認に関して、協力依頼がなされております。

つきましては、障害者等の移動及び施設利用上の利便性をより向上させる観点から、貴局管内の事業者に対し、「障害者手帳等の提示を利用の都度求めている例」（別紙参照）を周知するとともに、障害者割引運賃・料金による乗車時等の本人確認に際しては、障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法でこれを行うことについて、理解と協力を求めていますようよろしくお願いいたします。

なお、本件につきましては、公益社団法人日本バス協会、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会、一般社団法人全国個人タクシー協会及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会あて別添の通知を行っていることを申し添えます。

国総安政第25号
国総情政第49号
令和2年6月23日

自動車局旅客課長 殿

総合政策局安心生活政策課長
情報政策課長
(押印省略)

障害者割引運賃・料金による乗車及び施設利用時等の本人確認について

標記については、平成31年1月21日付国総安政第89号「障害者割引運賃による乗車券の購入及び乗車時の本人確認について」により、公共交通事業者に対し、「障害者に対し過度な負担とならないよう、合理的な方法でこれを行うこと」について理解と協力を求めてきたところ、障害者割引適用時の本人確認方法として、マイレージ等の会員サービス及び交通ICカード等の活用に加え、新たにスマートフォン等の活用により、利用の度に障害者手帳の提示を求めている事業者が増加しているところ

です。
今般、本年4月22日に第77回高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 第8回官民データ活用推進戦略会議 合同会議で決定された「IT新戦略策定に向けた方針について」において、「移動や施設利用の利便性の確保のため、障害者本人確認等の簡素化」が示されました。

また、これを受け、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室より関係省庁に対し、障害者の本人確認等の簡素化の要請等について、依頼がなされたところです。

については、障害者等の移動及び施設利用上の利便性をより向上させる観点から、下記の措置を速やかに講ずるようお願いいたします。

記

関係事業者等に対し、マイレージ等の会員サービス、交通ICカード、スマートフォン等の活用による電子的な方法等を活用し、利用の度に障害者手帳の提示を求めている事例（別紙参照）を周知するとともに、障害者割引運賃・料金による乗車及び施設利用時等の本人確認に際しては、障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法でこれを行うことについて、理解と協力を求めること。

以上

障害者手帳等の提示を利用の都度求めていない例

○航空事業者の例【ANAグループ・JALグループによる会員情報による確認】

大手航空会社（ANAグループ、JALグループ）においては、次のいずれかの方法で障害者手帳等に係る情報を事前に会員情報に登録すれば、障害者手帳等の提示が会員カードなどによる確認で代替可能。

- ・ 初回搭乗時に障害者手帳等と会員カードを空港手続カウンターに提示し、登録
- ・ 申込書とともに障害者手帳等の写しを郵送し、登録

会員情報への登録により、障害者割引の航空券をインターネットで購入した場合でも、チェックイン時に障害者手帳を提示する必要はなく、直接保安検査場へ行くことも可能。



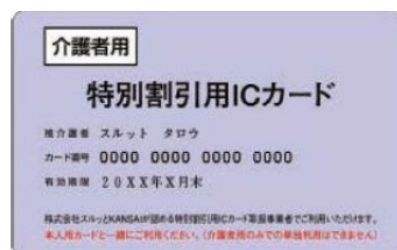
(読み取り機にタッチして登録情報を確認)

○鉄道・乗合バス事業者の例【スルッと KANSAI 特別割引用 IC カードによる確認】

スルッと KANSAI 協議会に加盟している各交通機関（ICカード取扱事業者）において利用できる第1種身体障害者の方または第1種知的障害者の方とその介護者の方を対象とした割引料金が適用されるプリペイド式 IC カード。

入手方法は、「申込書（封筒）」と「手帳確認届」、その他必要書類を準備のうえ株式会社スルッと KANSAI に郵送。

- ・ 申込み及び利用については、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄の区分に「第1種」と記載された身体障害者手帳または療育手帳が必要
- ・ 都度の手帳の提示は不要（係員が求めた場合は提示が必要）となります。
- ・ 本人用カードと介護者用カードとの一緒の利用が必要（交通事業者が別途認める場合、本人用カードのみでの利用が可能）
- ・ 全国相互利用サービスは非対応
- ・ ご利用前のチャージ及び年1回の「継続利用確認」の手続きが必要
- ・ 「手帳確認届」及び「継続利用確認」は、本人が手帳を持参のうえ、駅等の窓口で手続き



(スルッと KANSAI 特別割引用 IC カード)

〇一部の公共交通事業者の事例【スマートフォンアプリによる確認】

一部の公共交通事業者(※)においては、スマートフォンアプリ(ミライロID)による障害者手帳情報を表示した画面の提示により、障害者手帳等の提示の代替とすることが可能。

※主な導入事業者

鉄 道：西武鉄道(株)、京王電鉄(株)

乗合バス：西武バス(株)、湖国バス(株)

タクシー：(一社)東京ハイヤー・タクシー協会加盟事業者、神奈川都市交通(株)

旅客船：(株)フェリーさんふらわあ、近江トラベル(株)

航 空：ANA、JAL

ミライロID導入事業者数(公共交通事業)：約400事業者

ミライロIDとは、障害者手帳等に記載されている情報をスマートフォン内に取り込み、同情報をスマートフォン画面に表示させる機能を持つアプリ。(令和元年7月よりサービス開始)

さらに、マイナポータルAPI(マイナンバーカード情報)との連携が本年6月17日より開始。

- ・ スマートフォンにアプリケーションをインストールして使用。
- ・ 約300種類以上の異なるデザイン・フォーマットの障害者手帳を1つのフォーマットに統一して障害者手帳の情報を表示。
- ・ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳に対応。
- ・ マイナンバーカードを利用した確実な本人確認の実施及び自己情報取得APIから障害者手帳情報等を取得(ただし、療育手帳については、現時点でAPIによる情報取得は未対応)

【登録の方法】写真で障害者手帳等の情報を取り込み、アプリに登録



【マイナポータルとの連携】マイナンバーカードを利用した本人確認の実施



【利用】利用時はアプリを起動させ、スマートフォン上に障害者手帳情報を表示・提示